官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○無料船員職業紹介事業者等が均等待遇等に関して適切に対処するための指針（国土交通五五五）　一
〔その他告示〕
○特定登録調査機関の先行技術調査業務の一部休止について（特許庁四）　四
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する件（同五）　四
○特定登録調査機関の先行技術調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する件（同六）
〔官庁報告〕
官庁事項
犯罪被害者等基本計画の変更について（国家公安委員会）　三
キャンプ瑞慶覧の一部土地に関する裁決の申請に関する公告（防衛省）　四
牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請に関する公告（同）　四
基本測量関係事項公告（国土交通省）
〔公　告〕
諸事項
裁判所　三
破産、免責、再生関係
特殊法人等　四
国立大学法人九州大学参加者事前確認公募、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更、企業年金基金解散、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録、特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達、企業年金基金清算人就任関係　七
地方公共団体　三
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　七
会社その他　三
会社決算公告　八

法規的告示

○国土交通省告示第五百五十五号

船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十六条第一項の規定に基づき、無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針（平成十七年国土交通省告示第二百二十号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月十三日　国土交通大臣　金子　恭之

無料船員職業紹介事業者等が均等待遇等に関して適切に対処するための指針

第一　趣旨

この指針は、船員職業安定法（以下「法」という。）第四条の規定並びに法第十六条及び第十九条の規定（これらの規定を法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）に関し、無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給を受けようとする者が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

また、法第四十二条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において準用する法第十八条の規定に関し、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者（地方公共団体を除く。以下同じ。）及び無料船員労務供給事業者が適切に対処するために必要な事項とともに、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。

第二　均等待遇に関する事項（法第四条）

一　差別的な取扱いの禁止

無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者は、全ての利用者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

また、無料船員職業紹介事業者及び求人者、船員の募集を行う者及び船員募集情報提供事業を行う者並びに無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者は、それぞれ、求職者、募集に応じた船員又は供給される船員が法第百条第一項の規定に基づく国土交通大臣に対する申告を行ったことを理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

二　募集に関する男女の均等な機会の確保

無料船員職業紹介事業者、船員募集情報提供事業を行う者及び無料船員労務供給事業者が、それぞれ、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第五条の規定に違反する内容の求人の申込みを受理して当該求人に対して船員職業紹介を行い、同条の規定に違反する内容の船員の募集に関する情報の提供を行い、又は同条の規定に違反する内容の募集に対して船員を供給することは、法第四条の趣旨に反するものであること。

第三　労働条件等の明示に関する事項（法第十六条（法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。））

一　無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者（以下「無料船員職業紹介事業者等」という。）による労働条件等の明示

(一)　無料船員職業紹介事業者等は、法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する法第十六条第一項の規定に基づき、それぞれ、求職者、募集に応じて船員になろうとする者又は供給される船員（以下「求職者等」という。）に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ　明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽の又は誇大な内容としないこと。